資料5-2

令和８年１０月１６日
都市整備部都市計画課

江東区
バリアフリー基本構想
（素案）
【概要版】

音声コード

改定にあたって

◇平成１８年に策定した「江東区交通バリアフリー基本構想」を、関連する法改正や社会情勢の変化、地下鉄８号線を契機としたまちづくりの動向などを踏まえ、すべての人にとって利用しやすい公共空間の推進に向け、「江東区バリアフリー基本構想」へ改定します。

旧基本構想からの改定のポイント

更新点（UPDATE）

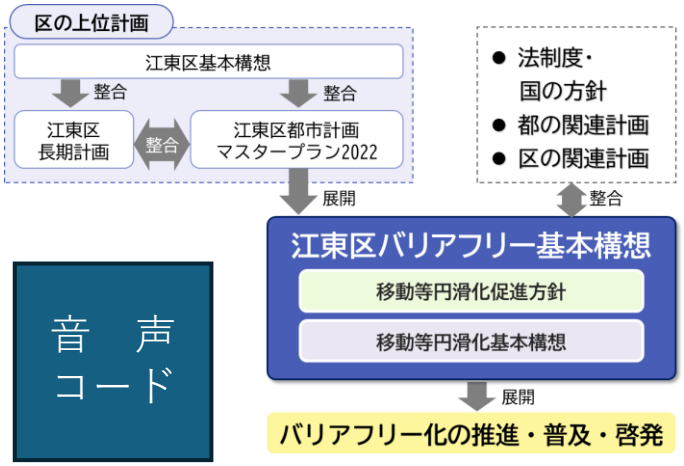
- 名称の変更
 - ・交通に限定せず総合的なバリアフリー方針とするため、旧基本構想の「交通」の文言を削除
- 生活関連施設・生活関連経路の見直し
 - ・旧基本構想における重点整備地区の生活関連施設・生活関連経路を見直し
 - ・新たに設定する移動等円滑化促進地区においても生活関連施設・生活関連経路を設定
- 重点整備地区の見直し
 - ・旧基本構想で定めていた「東陽町駅周辺地区」「南砂町駅周辺地区」を継続して設定
 - ・追加事項のとおり特定事業を追加
 - ・現状の施設の配置状況や整備状況等を鑑みて区域を見直し

追加事項（NEW）

- 移動等円滑化促進方針の策定
 - ・区全域のバリアフリー化の方針となる「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」を設定
- 移動等円滑化促進地区の設定
 - ・都市計画マスタープランで示されている拠点を「移動等円滑化促進地区」に設定
 - ・地区別のバリアフリー方針を設定
- バリアフリー整備推進地区の設定（区独自）
 - ・今後、優先的に重点整備地区に移行していく候補として「バリアフリー整備推進地区」を設定
- 特定事業の追加
 - ・「教育啓発特定事業」を新たに設定し、心のバリアフリーの取組等を推進
 - ・「建築物特定事業」「都市公園特定事業」「路外駐車場特定事業」を新たに設定

位置づけ

◇江東区都市計画マスタープラン等を上位計画とし、区全域のバリアフリー化の方針や地区別計画を策定していき、バリアフリー化の推進・普及・啓発をしていきます。



計画期間

◇令和９年度から令和１８年度までの１０年間とします。

◇バリアフリー法では、バリアフリー化のために実施する特定事業等の実施状況の調査・分析・評価を概ね５年ごとに行うよう努めることとされていることから、概ね５年ごとに検証し、必要に応じて見直しを図ります。



バリアフリー化に関する課題の整理

◇バリアフリー基本構想の改定に向けて、次の取組を実施し、幅広く意見を収集しました。

旧基本構想の評価

ユニバーサルデザイン
まちづくりワークショップ

アンケート調査

◇本区のバリアフリー化に関する課題を以下のとおり整理しました。

課題１　法改正等の反映及び上位計画・関連事業との整合

課題２　歩行空間におけるバリアの解消

課題３　施設等におけるバリアの解消

課題４　心のバリアフリーの普及・啓発

基本目標・基本方針

◇バリアフリー化の課題を踏まえ、江東区が目指すバリアフリー化の基本目標を定めます。

基本目標

一人ひとりを尊重し ともにつながり支え合う 誰もが暮らしやすいまち 江東

－すべての人が安心・安全・快適に生活できる共生都市を目指して－

◇基本目標の実現に向けて、基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針１

各拠点のまちづくりと連携した一体的なバリアフリー化の推進

■都市計画マスタープランの「拠点」と整合した重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進
■地下鉄８号線延伸のまちづくり施策との整合
■区民・事業者・障害当事者の参加によるまちづくり

基本方針２

歩行空間の安全性・連続性を高めるバリアフリー化の推進

■歩行空間のネットワーク化
■安全な歩行空間の確保
■移動を支援する設備や歩行環境に関する情報提供などの充実

基本方針３

施設等のバリアフリー化の推進

■鉄軌道駅・建築物・都市公園・路外駐車場等のバリアフリー化
■人的対応や情報提供などによる施設の利便性の向上

基本方針４

心のバリアフリーの推進

■施設設置管理者等による研修・教育の充実
■区民への教育啓発の推進による「障害の社会モデル」の理解促進

音　声
コード

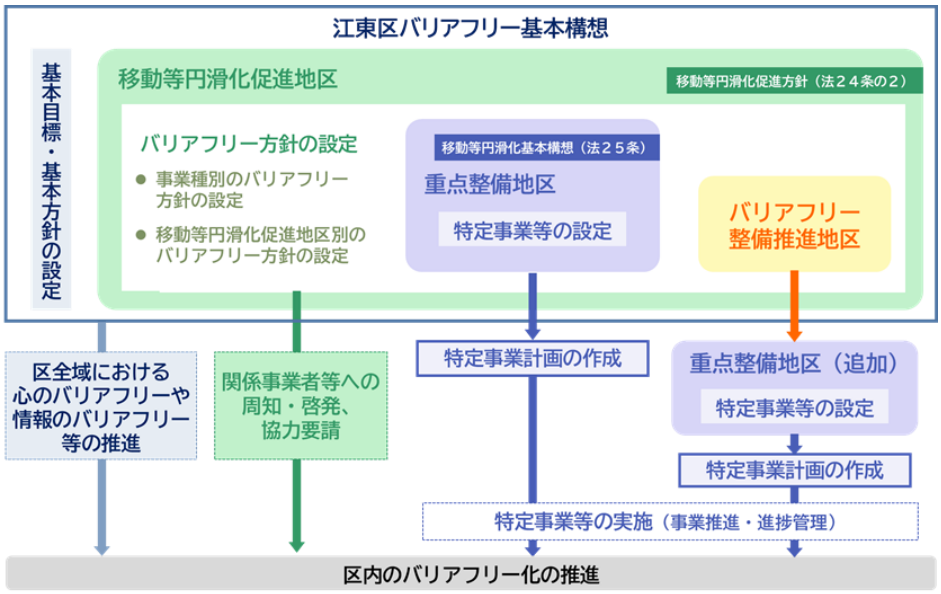
バリアフリー化の進め方

◇本バリアフリー基本構想は、区全域のバリアフリー化の方針となる移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を包含した計画として、以下の３つの地区を設定します。

移動等円滑化促進地区	高齢者、障害者等が利用する施設が集まった、通常徒歩で移動が行われる地区で、バリアフリー化を促進する地区
重点整備地区	移動等円滑化促進地区のうち、特定事業等を定めることにより、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進める地区
バリアフリー整備推進地区	移動等円滑化促進地区のうち、段階的に重点整備地区へ移行していく候補の地区として、区が独自に設定する地区

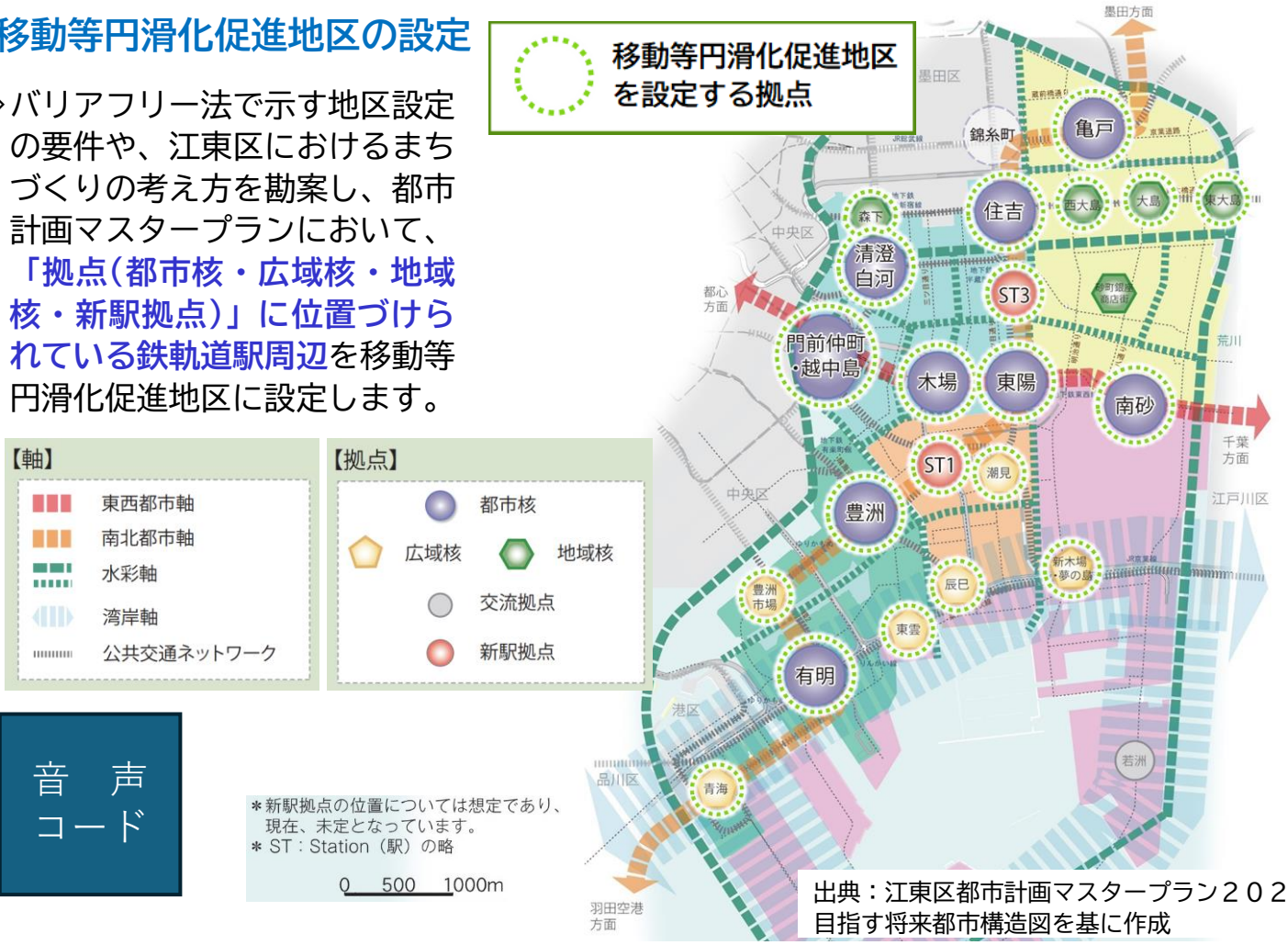
◇重点整備地区では、特定事業等を定め、バリアフリー化を推進していきます。

◇事業を定めない移動等円滑化促進地区においては、バリアフリー方針に基づく取組について、関係事業者に対する周知・啓発・協力要請を行います。また、基本目標・基本方針に基づき、区全域における心のバリアフリーや情報バリアフリー等の推進に取り組みます。



移動等円滑化促進地区の設定

◇バリアフリー法で示す地区設定の要件や、江東区におけるまちづくりの考え方を勘案し、都市計画マスタープランにおいて、**「拠点（都市核・広域核・地域核・新駅拠点）」に位置づけられている鉄軌道駅周辺**を移動等円滑化促進地区に設定します。



出典：江東区都市計画マスタープラン２０２２
目指す将来都市構造図を基に作成

重点整備地区・バリアフリー整備推進地区の設定

◇各拠点における旅客施設のバリアフリー化・施設の集積状況・道路整備の状況・関連事業の状況等を踏まえて、重点整備地区およびバリアフリー整備推進地区を設定します。

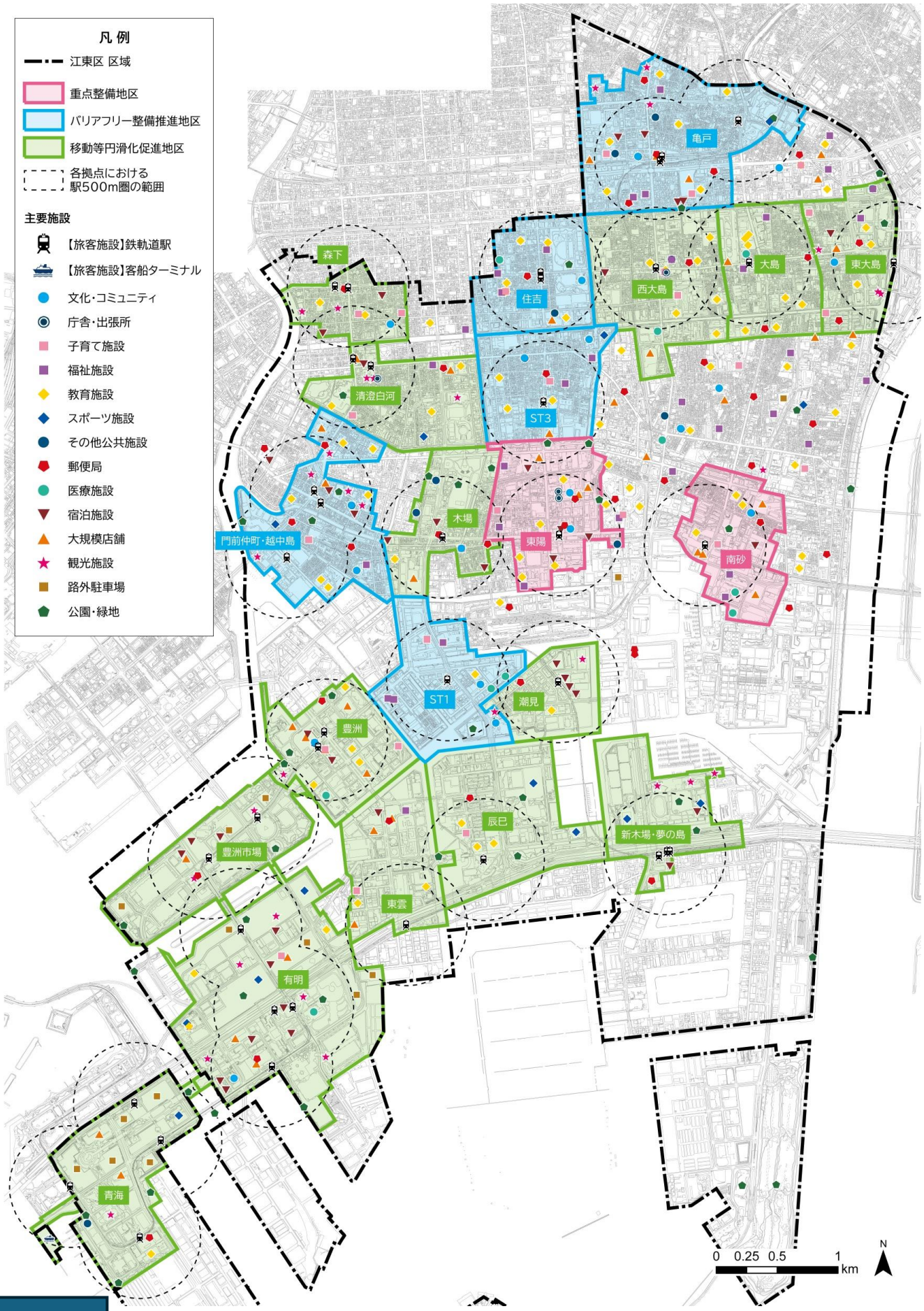
重点整備地区：旧基本構想から継続して**「東陽」「南砂」**の拠点周辺を設定

バリアフリー整備推進地区：新駅拠点として地下鉄８号線延伸を契機としたまちづくりが進められている**「ST1:(仮称)枝川駅」「ST3:(仮称)千石駅」**のほか、拠点別の評価点が高い**「住吉」「亀戸」「門前仲町・越中島」**を新たに設定

拠点名	位置づけ	駅名（路線名）	地区
東陽	都市核	東陽町駅（東西線） （仮称）東陽町駅（地下鉄８号線）	重点整備地区
南砂	都市核	南砂町駅（東西線）	
ＳＴ１	新駅拠点	（仮称）枝川駅（地下鉄８号線）	バリアフリー整備推進地区
ＳＴ３	新駅拠点	（仮称）千石駅（地下鉄８号線）	
住吉	都市核	住吉駅（半蔵門線・新宿線・地下鉄８号線）	
亀戸	都市核	亀戸駅（総武線・東武亀戸線） 亀戸水神駅（東武亀戸線）	
門前仲町・越中島	都市核	門前仲町駅（東西線・大江戸線） 越中島駅（京葉線）	
清澄白河	都市核	清澄白河駅（半蔵門線・大江戸線）	移動等円滑化促進地区
木場	都市核	木場駅（東西線）	
豊洲	都市核	豊洲駅（有楽町線・地下鉄８号線・ゆりかもめ）	
有明	都市核	有明駅・有明テニスの森駅・東京ビッグサイト駅（ゆりかもめ）・国際展示場駅（りんかい線）	
豊洲市場	広域核	市場前駅・新豊洲駅（ゆりかもめ）	
青海	広域核	青海駅・テレコムセンター駅・東京国際クルーズターミナル駅（ゆりかもめ）・東京テレポート駅（りんかい線）	
潮見	広域核	潮見駅（京葉線）	
辰巳	広域核	辰巳駅（有楽町線）	
新木場・夢の島	広域核	新木場駅（京葉線・有楽町線・りんかい線）	
東雲	広域核	東雲駅（りんかい線）	
森下	地域核	森下駅（新宿線・大江戸線）	
西大島	地域核	西大島駅（新宿線）	
大島	地域核	大島駅（新宿線）	
東大島	地域核	東大島駅（新宿線）	

音声コード

主要施設の立地状況と地区の設定（※各地区の詳細図は本編P70以降を参照）



音声コード

生活関連施設・生活関連経路の選定の考え方

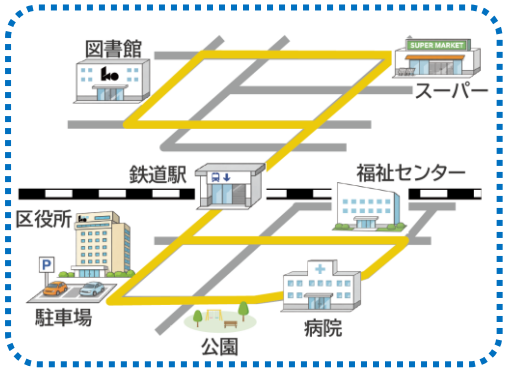
【生活関連施設の設定方針】

■鉄軌道駅から概ね半径５００ｍの徒歩圏に所在する主要施設
※ 区役所等の特に公共性の高い施設で、駅や周辺の生活関連施設から徒歩により利用されていることが想定される施設については、概ね半径１ｋｍの範囲も対象とする
■区民意見やアンケート調査結果も踏まえ、施設の集積状況など地区の特性に応じて設定

【生活関連経路の設定方針】

■原則として、生活関連施設間を通常徒歩で移動する最短経路を設定
■上記の他、バス路線となるなど歩行者の利用頻度が高い道路を設定し、駅周辺の主要なネットワークを形成
■隣接する地区の範囲が接する場合は、隣接地区の施設からの移動も想定した経路の連続性に留意
■必要に応じ、園路や緑道など道路以外の動線も含め、実態として歩行者ネットワークを形成している経路を設定
■区民意見やアンケート調査結果も踏まえ、旧基本構想における特定経路・準特定経路や国が指定する特定道路、関連計画における優先整備路線など、地区の特性に応じて設定

≪生活関連施設・経路のイメージ図≫



【凡例】
各種施設：生活関連施設
：生活関連経路
：移動等円滑化促進地区・重点整備地区・バリアフリー整備推進地区

移動等円滑化促進地区別のバリアフリー方針

◇移動等円滑化促進地区のそれぞれのバリアフリー化を効果的に進めるため、区民アンケート調査やユニバーサルデザインまちづくりワークショップ等での区民意見を参考に、都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図った「移動等円滑化促進地区別のバリアフリー方針」を示します。
◇各移動等円滑化促進地区においては、事業種別のバリアフリー方針と合わせて、移動等円滑化促進地区別バリアフリー方針を踏まえながらバリアフリー化を進めていきます。

＜移動等円滑化促進地区別のバリアフリー方針の例＞

東陽町駅周辺地区

- 地下鉄８号線沿線まちづくりと連携し、東陽町駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化を目指します。
- 区の拠点施設を中心とした、安全かつ快適な施設・歩行空間のバリアフリー化を目指します。
- 心のバリアフリーや人的対応の充実及び情報のバリアフリー化を目指します。

南砂町駅周辺地区

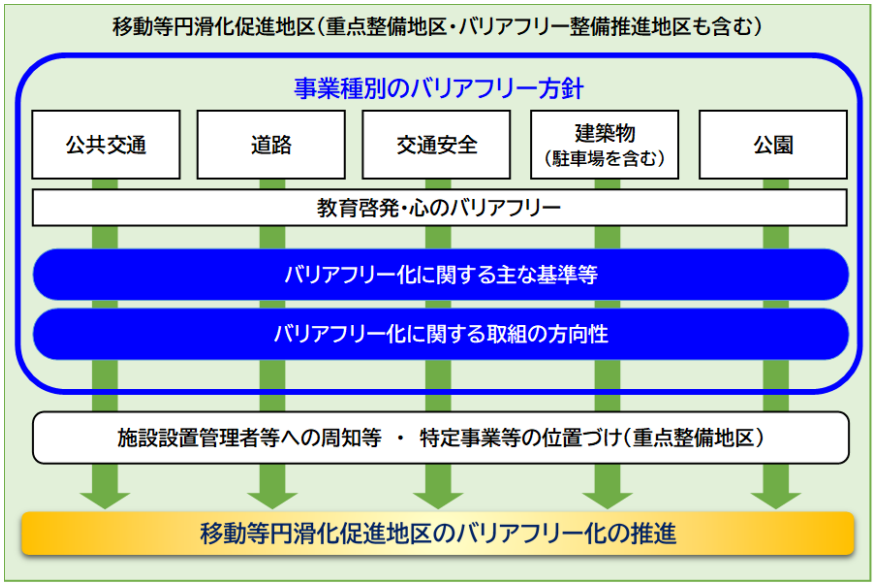
- 着実に大規模改良工事を進め、南砂町駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化をめざします。
- 駅と主要な建築物・公園等を結ぶ、安全で快適な歩行空間及び施設のバリアフリー化を目指します。
- 心のバリアフリーや人的対応の充実及び情報のバリアフリー化を目指します。

音声コード

事業種別のバリアフリー方針

◇移動等円滑化促進地区のバリアフリー化に向けて、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場を含む）、公園の５つの項目について、バリアフリー化に関する主な基準等や、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備につなげるための取組の方向性として「事業種別のバリアフリー方針」を示します。

◇施設整備にあたっては、構造上の制限や財源等、様々な課題がありますが、可能な限り地域の実情や利用状況等に応じて実施可能な取組を検討しながら、これらの事業種別のバリアフリー方針を踏まえた整備の推進が期待されます。



＜バリアフリー化に関する取組の方向性＞　※主なものを抜粋

＜公共交通＞

- 【旅客施設（鉄軌道駅）】ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。
- 【路線バス・コミュニティバス】停留所では、車外に向けてわかりやすく行き先のアナウンスを行う。
- 【タクシー】車椅子使用者等も利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。


可動式ホーム柵

＜道路（道路以外の経路を含む）＞

- 【歩道のある道路】交差点部やバス停留所、生活関連施設付近などを中心に、移動の連続性に配慮し、視覚障害者が円滑に利用できる視覚障害者誘導用ブロック等（JIS規格、滑りにくい材質、輝度比の確保、単純で可能な限り最短経路の動線）を敷設する。
- 【歩道のない道路】電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。


バリアフリー化された歩道

＜交通安全（信号機等）＞

- 生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
- 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（高齢者等感応式など）。
- 主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。


エスコートゾーン

＜建築物（駐車場を含む）＞

- 車椅子で使用可能なバリアフリートイレを可能な限り２箇所以上設置する。複数設置する場合は、左麻痺・右麻痺の車椅子使用者等の便器への移乗に配慮した配置とする。
- 車椅子使用者用駐車施設とは別に、優先駐車区画を出入口に近い場所に設置し、案内をわかりやすく表示する。


車椅子使用者用駐車施設と優先駐車区画

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

音　声
コード

＜公園＞

- インクルーシブ遊具を設置する。
- バリアフリールートやバリアフリー設備等の情報がわかる案内表示を設け、ピクトグラムの活用や多言語化によりわかりやすさに配慮する（必要に応じて点字表示・音声案内等）。


車椅子使用者でも遊べる砂場

出典：みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集

ソフト施策の推進

◇区全域でバリアフリー化を進めていくためには、ハード面のバリアフリー化だけでなく、人的支援などのソフト面での対応をあわせて進めることも重要です。
◇区・事業者・区民がそれぞれの役割を理解し、積極的に心のバリアフリーや情報のバリアフリーなどのソフト施策に取り組むことが期待されます。

区の役割

■合理的配慮の提供
■高齢者、障害者等への理解の深度化と適切な対応方法等の学習
■人的支援やサービスの充実、心のバリアフリーの推進
■情報のアクセシビリティの担保
■交通ルール・マナーの周知・啓発　等

事業者の役割

■心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関するソフト面の取組の実施
■合理的配慮の提供
■施設ホームページのアクセシビリティ向上
■ＩＣＴを活用したサービス向上　等

区民の役割

■高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性への理解
■高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するための協力
■障害のある人もない人もすべての区民が、主体的に地域のまちづくりへの参画及び相互理解の推進

特定事業等の推進

◇重点整備地区である東陽町駅周辺地区・南砂町駅周辺地区のバリアフリー化を促進させるため、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業及び教育啓発特定事業の特定事業計画を示します。

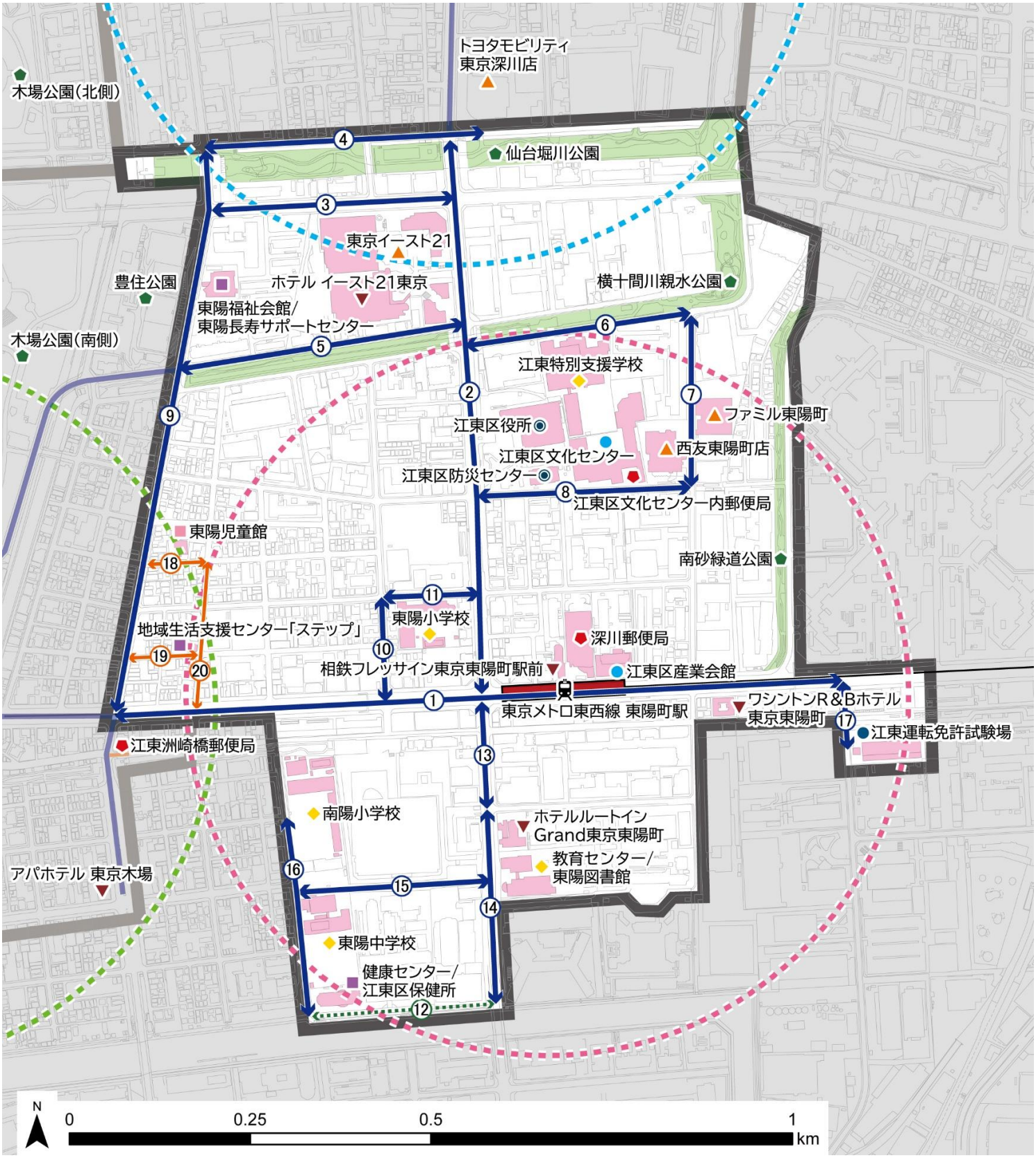
重点整備地区	東陽町駅周辺地区	南砂町駅周辺地区	事業数合計
公共交通特定事業数			
道路特定事業数			
交通安全特定事業数			
建築物特定事業数		調整中	
路外駐車場特定事業数			
都市公園特定事業数			
教育啓発特定事業数			
事業数合計			

＜特定事業等の内容＞　※主なものを抜粋

調整中

音　声
コード

【重点整備地区】東陽町駅周辺地区



音声コード

凡例

- 江東区境界
- 重点整備地区
- 駅500m圏域

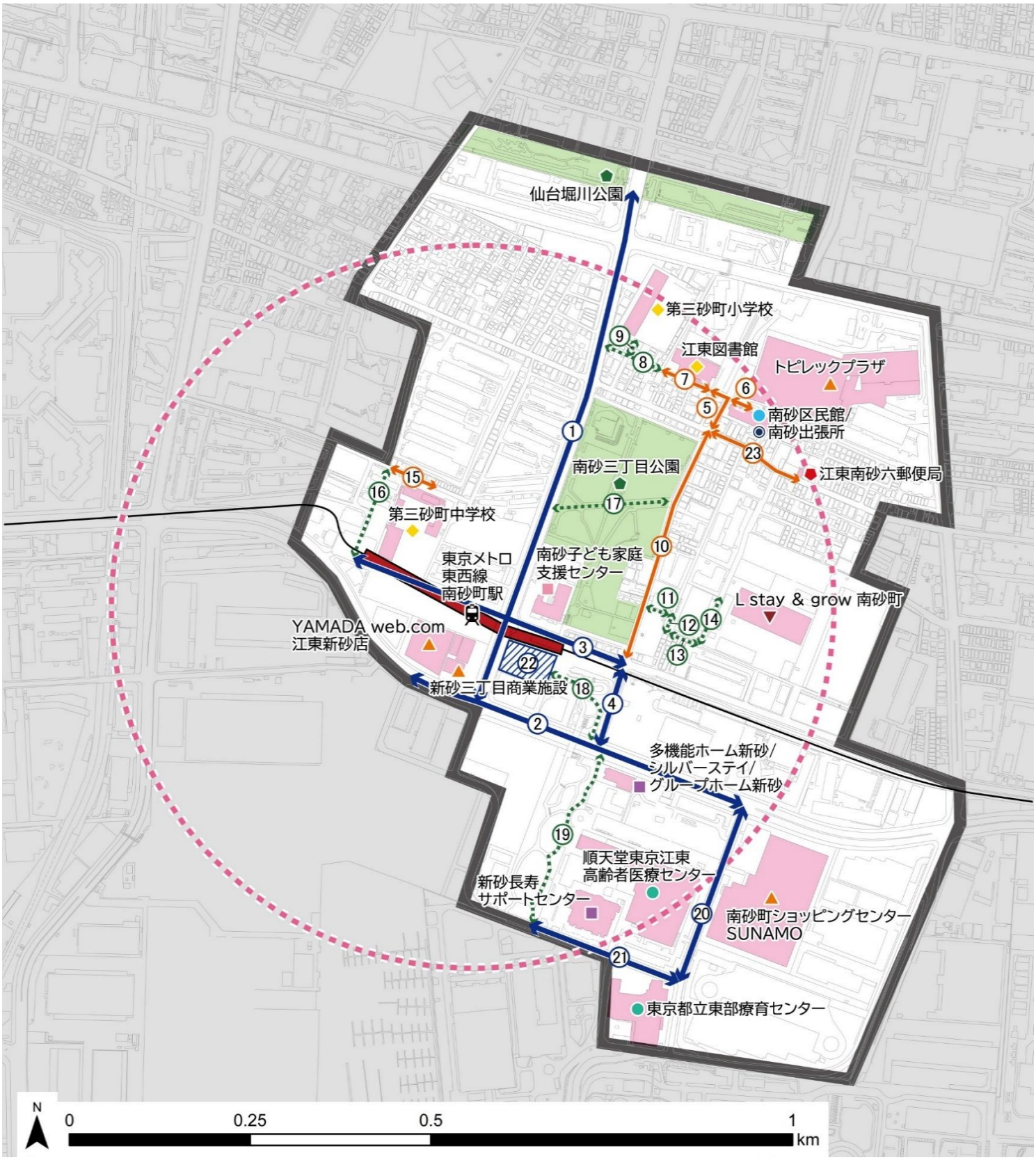
生活関連経路

- ① 歩道がある道路（経路番号）
- 歩道がない道路
- 道路以外の経路
- 駅前広場

生活関連施設

- 【旅客施設】鉄軌道駅
- 【旅客施設】旅客船ターミナル
- 文化・コミュニティ
- 庁舎・出張所
- 子育て施設
- 福祉施設
- 教育施設
- スポーツ施設
- その他公共施設
- 郵便局
- 医療施設
- 宿泊施設
- 大規模店舗
- 観光施設
- 路外駐車場
- 公園・緑地
- 【旅客施設】鉄軌道駅
- 建築物
- 路外駐車場
- 公園・緑地

【重点整備地区】南砂町駅周辺地区



凡 例

- 江東区境界
- 重点整備地区
- 駅500m圏域

生活関連経路

- 歩道がある道路（①：経路番号）
- 歩道がない道路
- 道路以外の経路
- 駅前広場

生活関連施設

- 【旅客施設】鉄軌道駅
- 【旅客施設】旅客船ターミナル
- 文化・コミュニティ
- 庁舎・出張所
- 子育て施設
- 福祉施設
- 教育施設
- スポーツ施設
- その他公共施設
- 郵便局
- 医療施設
- 宿泊施設
- 大規模店舗
- 観光施設
- 路外駐車場
- 公園・緑地

【旅客施設】鉄軌道駅　建築物　路外駐車場　公園・緑地

音声コード

バリアフリー基本構想の実現に向けて

区民及び関係事業者へのバリアフリー基本構想の周知・啓発

◇関係事業者や区民に対し、バリアフリー基本構想の内容について周知・啓発を行うとともに、取組への理解と協力を求めていきます。

特定事業計画の進捗管理

◇各事業の実施状況や進捗状況を定期的に確認・把握し、バリアフリー基本構想の着実な推進に向けて進捗管理を行います。

バリアフリー整備推進地区を重点整備地区へ移行

◇バリアフリー基本構想の策定後、バリアフリー整備推進地区に設定した各駅周辺地区を、機会を捉えて随時重点整備地区に移行し、特定事業計画を作成したうえで、事業を推進していきます。

届出制度によるバリアフリー化

◇バリアフリー法における届出制度に則り、届出に係る行為が「移動等円滑化の促進を図る上で支障がある」と認める場合は、バリアフリー化に配慮した計画・設計となるよう事業者に対して事業内容への調整を図ります。

当事者参画の推進

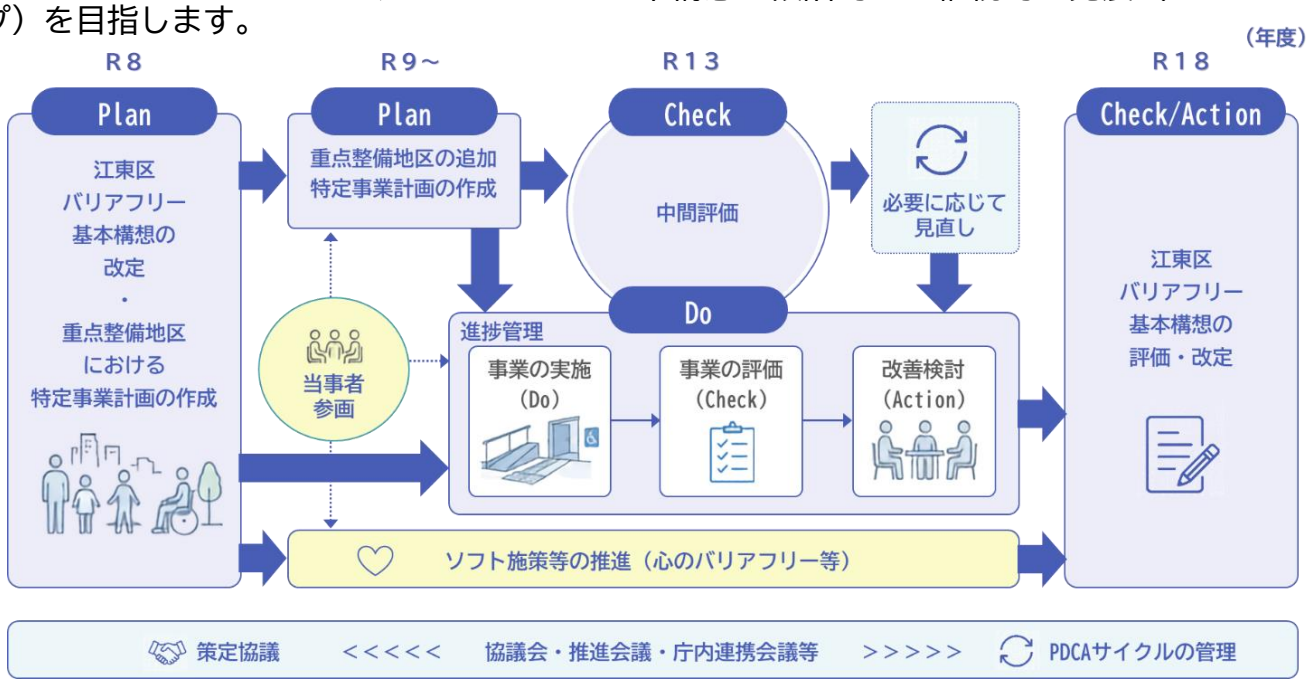
◇バリアフリー基本構想の策定後も、やさしいまちづくり相談員やユニバーサルデザインまちづくりワークショップ等の取組を活用しながら、当事者参画の機会を継続的に確保します。

まちづくり事業等と連携したバリアフリー化の推進

◇市街地再開発事業や大規模開発、公共施設の更新、地区まちづくり方針の策定などの機会を捉え、民間事業者や関係機関と連携し、開発や施設整備の計画段階からバリアフリーの考え方を取り入れることで、面的かつ一体的なバリアフリー環境の形成を推進します。

段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

◇ＰＤＣＡサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指します。



音　声
コード

江東区バリアフリー基本構想（素案）　【概要版】

令和９年●月　印刷物登録番号（●）●●号

編集発行：江東区　都市整備部　都市計画課

東京都江東区東陽４－１１－２８

電話　０３（３６４７）９１１１（代表）